

家計急変支援制度（高等学校等就学支援金）の手続きについて

令和5年度より、新たに家計急変支援制度（高等学校等就学支援金）が始まりました。要件に該当する方は、家計急変事由等の証明書類が必要ですので、受付開始まで保管ください。

【主な要件】※下記①・②のどちらも該当する必要があります。

① 対象となる家計急変事由（※）に該当

※ 負傷・疾病による療養のため就労できない場合や会社都合の解雇など

② 世帯年収が約590万円未満相当（所得確認基準額154,500円未満）まで減少

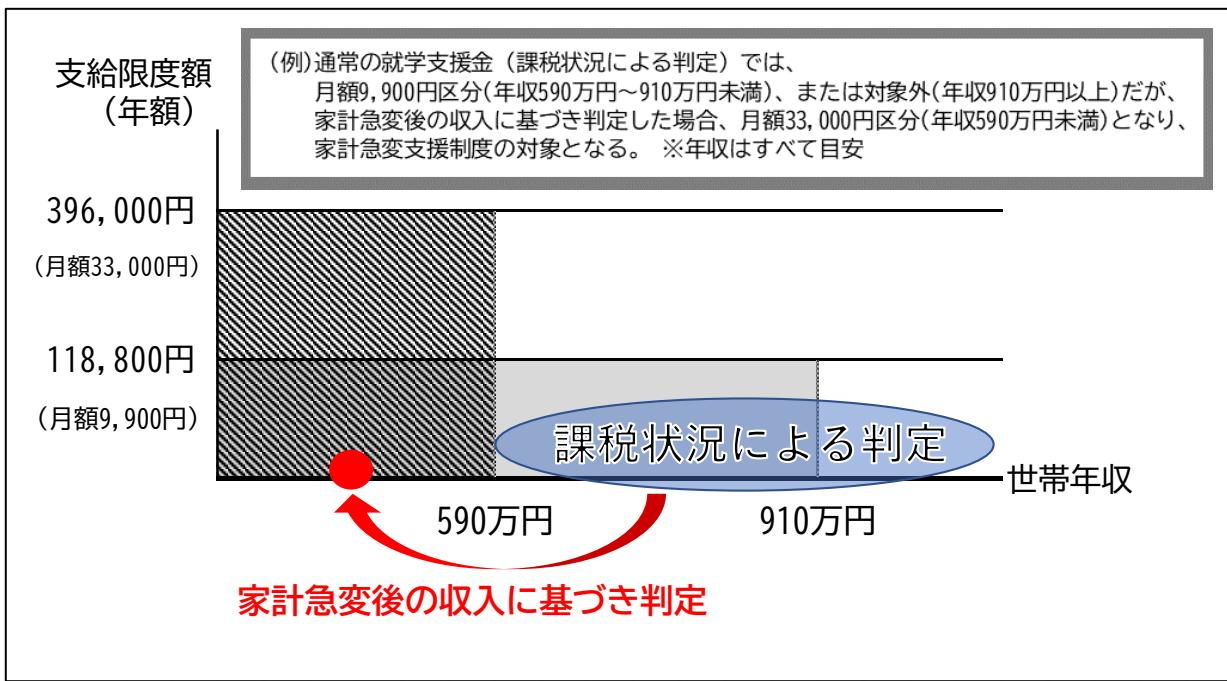
注意点

■ 通常の就学支援金（課税状況による判定）で上限支給額（※1）を受給できる場合、家計急変支援制度は対象外となります。

（※1）全日制：月額33,000円、通信制（単位制）：1単位あたり12,030円

■ 通常の就学支援金（課税状況による判定）で対象外となった場合や、現在、基礎額（※2）を受給している場合でも、家計急変支援制度の要件を満たす場合は、家計急変支援制度の対象となる可能性があります。

（※2）全日制：月額9,900円、通信制（単位制）：1単位あたり4,812円



【家計急変支援制度の支給区分】

急変後の保護者全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給限度額（※）		注意事項
		全日制	通信制（単位制）	
154,500円未満 (世帯年収目安590万円未満)	加算あり	33,000円 (※)	1単位あたり年間12,030円、履修単位、履修期間等により異なりますので、学校にお問い合わせください	※授業料額が上限となりますので、記載の額よりも実際の支給額が低くなることがあります。

【申請までの流れ】

家計急変支援制度を申請する場合は、必要書類を期日までに提出いただきますようお願いします。

提出期限:令和7年8月29日(金曜日)

提出先:学校事務室

※兵庫県においてはオンライン申請はできません

※ 期限後に家計急変事由が発生した場合でも申請が可能ですので、
家計急変が発生した場合、速やかに学校へ申請してください。
(申請が遅れると、遅れた分の支給ができない可能性があります)

【必要書類】

家計急変事由(※)や直近の収入状況を証明する書類 等

★まずは学校事務室へお電話にてお問い合わせください。

☆ 対象となる家計急変事由や必要書類の詳細については、文科省の
ホームページをご覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



文科省 HP
(家計急変支援)

HP 内でオンライン申請に関する内容がありますが、
兵庫県は、オンラインでの申請ができませんのでご注意ください

**お問い合わせ : 灘高等学校事務室 担当 舩津
電話番号 078-411-7234**

家計急変支援制度は受給対象の条件や必要書類が複雑ですので、該当する
かもしれませんと思われましたら、早急に担当までご連絡ください。

やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。家計急変支援制度

高等学校等就学支援金

家計急変支援制度



家計急変支援制度とは？

(注意) この案内資料は、令和5年3月8日現在検討中のもので、今後内容に変更があります。
最終的な本制度の内容については、3月下旬ごろに文科省WEBサイトに掲載されます。

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できること、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方や、現在受給していても、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる

※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり

※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安



[要件の詳細は裏面](#)

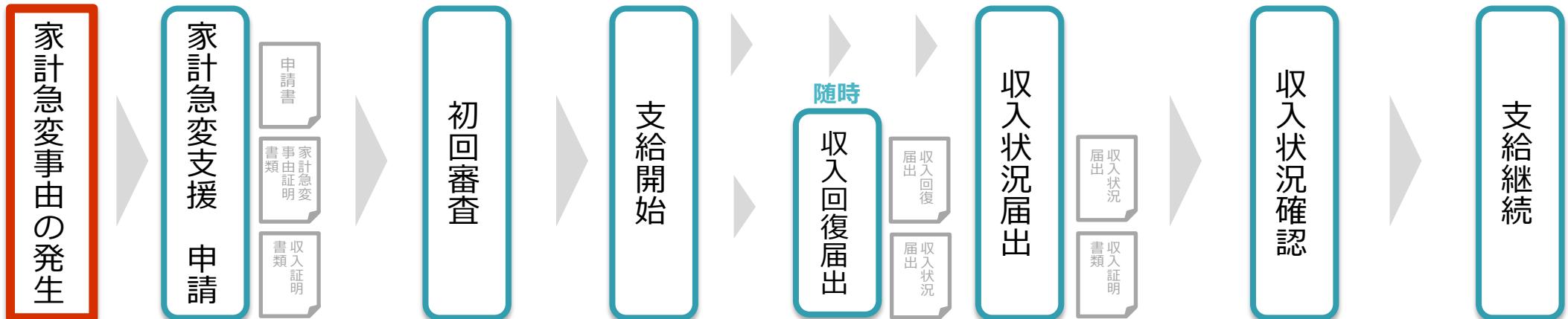
支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

※通常の就学支援金における590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ

※公立高校などの場合で、現在すでに支給限度額を受給している（授業料に相当する額を受給している）方の場合は、支給額が変更とならないため、申請は不要です

随時受付



倒産により解雇されるなど、家計急変事由に該当することとなった場合、[速やかに学校に申請することができます](#)。

○対象となる家計急変事由に該当することを証明する書類
○家計急変事由発生後の収入状況がわかる書類
を提出してください。（申請後の提出でも可）

申請月あるいは翌月分
から支給されます。
(学校の代理受領)

再就職するなど推計年収が
約590万円以上相当に回復す
ると見込まれる状況にならば必
ず届出をしてください。この場合、
家計急変支援は終了します。

収入状況届出とともに、現
在の収入状況がわかる書類と
して直近6か月分を提出してく
ださい。

収入状況が改善している場合は、家計急変支
援は終了します（この場合、収入がすでに回
復していた時点にさかのぼって終了）。
前年の課税所得によっては、通常の就学支援
金が支給される場合もあります。



[申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。](#)

